

# 重要事項説明

## 訪問介護ステーション住ま居る

〈令和7年7月改定分〉

### 1. 事業者の概要

事業者名	株式会社 YUKAIGO
代表者氏名	井下 宣広
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県多治見市笠原町 2455-41 TEL : 0572-45-2122 FAX : 0572-43-6662
法人設立年月日	平成 23 年 3 月

### 2. 事業所の概要

事業所名称	訪問介護ステーション住ま居る
介護保険指定 事業者番号	2171101864
事業所所在地	岐阜県多治見市笠原町 2455-41
管理者	原 磨弓
サービス 提供地域	多治見市 ・ 土岐市 ・ 瑞浪市
連絡先	TEL:0572-45-2122 FAX : 0572-43-6662

### 3. 事業の運営方針

運営の方針	<p>(1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の身心の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態をとることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。</p> <p>(4) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との線密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
-------	--

#### 4. 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	訪問介護事業所の管理業務	1 名
サービス提供責任者	サービス提供に係る連絡、調整、 訪問介護事業所における介護業務 訪問介護計画書の作成と説明	5 名
訪 問 介 護 員	訪問介護事業所における介護業務	常勤換算 2.5 名 以上

#### 5. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 ※但し、祝祭日、12月29日～1月3日は除く
営 業 時 間	9：00 ～ 17：30

※24 時間電話により連絡可能であり、必要に応じて相談に応じる体制を整えております。

#### 6. 訪問介護サービス説明

##### (1) サービスの内容

ア、訪問介護は利用者の居宅（自宅）において、介護福祉士その他法令で定める者を訪問させ、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

イ、介護保険サービスでは、次の行為はできませんのであらかじめご了承ください。  
医療行為、ご家族のための洗濯、調理、買い物、布団干し、ご家庭の個室の掃除、来客応接（お茶や食事の手配）、洗車、草むしりや植木の剪定、ペットの世話、家具の移動や模様替え、大掃除、ガラスふき、ワックスがけ、家屋の修理、正月や節句などの特別料理など。（疑問な点はその都度おたずねください）

ウ、サービス提供にあたっては、別紙の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

##### (2) サービス提供の記録等

ア、サービス提供をした際には、あらかじめ定められた「訪問介護実施記録書」等の書面に必要事項を記入して利用者の捺印を求めます。

イ、会社は一定期間ごとにモニタリングを行い、「訪問介護計画書」の内容に沿ったサービスの提供、目標達成の状況を記録します。

ウ、事業所は必要な記録を作成完了後 2 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じます。

(3) サービス提供責任者 氏名：原 磨弓 柴田 真希 木村 理恵

遠藤 勇氣 藤城 恵

サービスについてご相談、ご不満がある場合にはいつまでもご連絡下さい。

### (3) 利用者負担金

ア、利用者負担金は下表のとおりです。

イ、当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者のサービスについては、介護報酬から10%の減算とします。

ウ、利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。引き落としの際は事前に通知しますのでご確認ください。

エ、交通費は通常サービス地域を超える場合のみ必要となります。

※事業所に実施地域を超える地点から、片道5km毎に100円

オ、やむを得ない事情があり、お客様の同意を得て2人で訪問をした場合は2人分の料金となります。

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス基本料金】

週1回程度	267単位/回 月4回超の場合 1,172単位/月
週2回程度	271単位/回 月8回超の場合 2,342単位/月
週2回超	286単位/回 月12回超の場合 3,715単位/月
予防訪問介護初回加算	200単位/月(初回月のみ)

#### 【訪問介護基本料金】

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
身体介護	163単位	244単位	387単位	567単位

	0	20分以上 45分未満	45分以上	70分以上
生活援助	—	179単位	220単位	—

令和6年4月改正

#### 【訪問介護加算】

訪問介護初回加算	200単位/月(初回月のみ)
特定事業所加算I	20/100/1回

※ 介護職員等処遇改善加算I 24.5%

※ (1単位=10.21円)

※ (利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載された割合となります。)

令和6年6月改正

## 【キャンセル料】

- ①利用者がサービス利用の中止をする際は事業所までご連絡下さい。
- ②利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用前日までにご連絡下さい。当日のキャンセル料は利用者負担金を頂きます。  
(利用者の容態の急変など、緊急の場合、やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です)

## 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な体制の整備を行います。

## 8. 事故発生時及び緊急時の対応方法

- ①利用者に対するサービスの提供により利用者の病状に急変、事故、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じサービス提供責任者に連絡をします。
- ②利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0572-45-2122 (対応可能時間 9:00~17:30)

## 9. 相談窓口及び苦情対応

### (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

### (2) 苦情申立の窓口

【訪問介護ステーション住ま居る】	担 当：原 磨弓 電話番号：0572-45-2122 受付時間：9時00分～17時30分
【多治見市高齢福祉課】	電話番号：0572-22-1111 受付時間：平日8時30分～17時15分
【土岐市高齢福祉課】	電話番号：0572-54-1111 受付時間：平日8時30分～17時15分
【瑞浪市高齢福祉課】	電話番号：0572-68-2111 受付時間：平日8時30分～17時15分
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	電話番号：058-275-9826 受付時間：平日の9:00～17:00

## 10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	2 なし		

### 11. 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者様が継続して福祉用具を利用できるように、業務継続計画を策定します。また、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

### 12. 衛生管理

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等を開催し、その対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

サービスの締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明し同意を得ました。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者	所在地	岐阜県多治見市笠原町2455-41	
	名称	株式会社 YUKAIGO	
	代表者名	井下 宣広	印
	事業所名	訪問介護ステーション 住ま居る	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印